

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供【高松】

①	派遣労働者の数	8人
②	派遣先の数	1件
③	マージン率	17.3 %
④	教育訓練に関する事項	入職時等基礎的訓練 職能別訓練 職種転換訓練 階層別訓練
⑤	労働者派遣に関する料 金額の平均額	3,732 円
⑥	派遣労働者の賃金額の 平均額	3,088 円
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 ・社会保険料：雇用保険 労災保険 健康保険 厚生年金保険 ・福利厚生費用：有給休暇 健康診断 食事補助 ・教育訓練費用：講習受講費用等 ・会社運営費用 ・営業利益

上記算定期間：2023年4月1日～2024年3月31日

派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定の締結をしているか否かの別

【締結している】

協定書の有効期間の終期：2025年3月31日

協定対象者の範囲：派遣先で製造にかかる業務に従事する従業員

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供【観音寺】

①	派遣労働者の数	12人
②	派遣先の数	1件
③	マージン率	13.6 %
④	教育訓練に関する事項	入職時等基礎的訓練 職能別訓練 職種転換訓練 階層別訓練
⑤	労働者派遣に関する料 金額の平均額	2,458 円
⑥	派遣労働者の賃金額の 平均額	2,122 円
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 ・ 社会保険料 : 雇用保険 労災保険 健康保険 厚生年金保険 ・ 福利厚生費用: 有給休暇 健康診断 食事補助 ・ 教育訓練費用: 講習受講費用等 ・ 会社運営費用 ・ 営業利益

上記算定期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定の締結をしているか否かの別

【締結している】

協定書の有効期間の終期 : 2025 年 3 月 31 日

協定対象者の範囲 : 派遣先で製造にかかる業務に従事する従業員